

## 史跡小牧山整備計画策定会議設置要綱

（平成8年12月4日）  
（8小教文第81号）

（設置）

第1 史跡小牧山の整備計画を策定するため、史跡小牧山整備計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2 策定会議は、次に掲げる事項について審議し、市長に意見を具申する。

- （1） 史跡小牧山の利用の基本方針に関すること。
- （2） 史跡小牧山の整備基本構想に関すること。
- （3） 史跡小牧山の整備基本計画に関すること。
- （4） 史跡小牧山の管理計画に関すること。
- （5） その他史跡小牧山の整備計画に必要な事項

（組織）

第3 策定会議は、別表第1に掲げる者のうちから市長が委嘱する10人以内の委員及び行政関係者で組織する。

（任期）

第4 策定会議の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5 策定会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、策定会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6 策定会議は、会長が必要に応じて招集し、その会議の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 策定会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができ

ない。

(専門委員会)

第7 整備に係る専門的事項の調査及び研究、基本構想、基本計画並びに管理計画について専門的な立場から指導及び助言を行うため、策定会議に史跡小牧山整備計画専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

- 2 専門委員会の委員は、学識経験者の中から市長が委嘱する。
- 3 専門委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 専門委員会は、必要に応じて会長が招集する。

(作業部会)

第8 基本構想及び基本計画の素案作成を行うため、策定会議に史跡小牧山整備計画策定会議作業部会(以下「作業部会」という。)を置く。

- 2 作業部会は、別表第2に掲げる課の係長の職にある者のうちから会長が指名した者をもって充てる。
- 3 作業部会は、策定会議の決定に基づき、専門委員会の助言のもとに素案を作成する。
- 4 作業部会に部会長を置き、部会員の中から会長が指名する。

(庶務)

第9 策定会議の庶務は、教育委員会事務局小牧山課において処理する。

(雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成8年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3関係）

小牧市文化財保護審議会の代表

文化団体の代表

小牧市議会議員の代表

小牧市区長会の代表

小牧商工会議所の代表

小・中学校の代表

女性団体の代表

小牧市社会教育委員の代表

青年団体の代表

別表第2（第8関係）

シティプロモーション課

みどり公園課

文化振興課

小牧山課

スポーツ推進課